

9月補正予算 3億1,945万5千円

農林業施設・公共土木施設等 災害復旧予算・条例改正など17議案可決

平成18年9月議会定例会報告
補正予算総額3億1,945万5千円、追加議案

平成18年9月議会定例会が9月19日に召集され、会期を四日間と定めて開会しました。議長より諸般の報告、続いて町長より行政報告があり、合併して6ヶ月が経過7月の集中豪雨被害が発生、公共、農業施設関係に109件約2億3千万の被害を出したが最小限にとどめる事が出来たとの報告、さらには不幸にも行方不明者が出て、尊い人命が失われた事は残念であった。今回は災害復旧関連の補正予算を計上する主旨の説明があった。

立病院事業会計決算報告、事業収益8億6千6百41万991円に対して費用9億99万9千133円となり、差引3千458万8142円の損失決算審議、有明広域事務組合の規約改正1件。

さらに和水平過疎地域自立促進計画書の策定案、請願、陳情書9件の委員会付託について提案理由の説明がありました。引き続き一般質問に4名が登壇熱弁をふるう。以上で初日を終了しました。

催されました。四日目においては、議案12件（議案79号～99号）が上程され慎重審議のうえ採決され可決された。

二日目は一般質問に6名が熱弁をふるい、執行部の考えを正しました。

三日目は各委員会において議案審議が行われ、さらに小中一貫教育特別委員会等が開

続いて常任委員長より研修報告があり、条例5件、一般会計3億1千9百45万5千円の追加補正、特別会計では国民健康保険事業会計、7千7百31万8千円追加補正、介護保険事業会計2千109万3千円追加補正、平成17年度町

■一般会計・特別会計補正予算の主な内訳

一般会計補正予算319,455千円を追加。
予算総額5,709,712千円となる。（84号）

主な補正	歳出	千円
総務管理費	電子計算機保守点検委託料	1,219
民生費	老人福祉費・地域包括支援センター費	2,560
衛生費	斎場・火葬負担金・護み袋作成費	2,886
農林水産費	民家村、ガラス工房建物請負設計管理料	41,600
	団体園場整備事業	3,518
	町有林整備業務委託	1,082
合計		46,200
商工費	ふるさと交流センター建物調査委託費	2,778
土木費	事務費、補助対象の為組み替え	▲3,922
教育費	上水道使用料、印刷製本費、大会出場補助金等	2,340
災害復旧費	農地等災害復旧費	138,982
	林業施設災害復旧費	16,428
公共土木施設災害復旧		109,911

■特別会計補正予算

平成18年度国民健康保険事業会計（85号）
77,318千円追加し、総額1,593,928千円とする。

歳出	千円
保険財政共同安定化事業拠出金等	77,318

■特別会計

平成18年度介護保険事業会計（86号）
21,093千円を追加し、総額1,416,919千円とする。

歳出	千円
人事異動に伴う補正	2,087
介護サービス等諸支出金	19,006
平成17年度町立病院事業会計決算（87～88号）	
円	
収益④	866,410,991
費用⑤	900,999,133
差引④－⑤	▲34,588,142

請願・陳情の主な内容と採決結果

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会に付託された案件は、請願1件と要請3件の計4件でしたが、左記のとおりいずれも採択されました。

要請第一号 新自治体の「非核・平和自治体宣言」に関する要請 ↓ 採択

○世界の恒久平和は、人類共通の願いである。旧両町とも決議事項であった。

要請第一号 道路特定財源の確保に関する意見書の採択について（依頼） ↓ 採択

要請第二号 「道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書」議決の要請に

ついて ↓ 採択

○公共交通機関の乏しい我が町にとっては、住民の移動、また交流人口の確保という点においても交通手段の中で自動車への依存率が高く、道路の整備水準向上が喫緊の課題である。

請願第一〇号 県立高等学校再編整備等基本計画の素案に対し南関高等学校の存続を求める請願書 ↓ 採択

○南関高校から山鹿、玉名、荒尾への道程は全て20km以上になり、交通の危険にさらされるばかりか、経済的にも高校教育を受けられない子どもが出てくる。

厚生常任委員会

厚生常任委員会に付託されました陳情第9号「公共関係による管理型最終処分場建設に関する陳情書」については、21日委員会において中島税務住民課長を交え委員4名で協議を行いました。

陳情書は、南関町米田地区の公共関係による産業廃棄物の最終処分場建設計画に対し、本町の内田地区は建設予定地と700メートル～800メートルの近距離にあること。生活用水は地下水に頼っていること。処分場の処理水は内田川に放流されること。この内田川に100%依存し25ヘクタールの水田に農業用水として利用しているが、処分場建設によって汚染される可能性が高いこと。また風評被害

など多大な損害が予想されること。処分場への交通量の増大によって歩行者等地域住民は危険にさらされることなど指摘しています。委員会では、この陳情書は地域住民の健康と暮らしを守る上でもっともなこととして全員賛成で採択致しました。

次に、陳情第12号「陳情書、トンネルじん肺根絶を求める要請書・意見書の提出について」については、21日委員会において日永健康福祉課長を交え委員4名で協議を行いました。

陳情書はじん肺という職業病は、粉塵職場で働く労働者の生命と健康を奪う不治の病としてあらゆる職業病の中で最古にして現在もお最大の

被災者を出し続けていること。

1960年にじん肺法、1978年に改正じん肺法が制定されたが、重症のじん肺患者が発生し続けたこと。裁判の結果、東京地裁で7月7日、熊本地裁で7月13日にトンネル工事の粉塵対策が極めて不十分だったことを明らかにしたが、国は粉じん被害をなくすための粉塵測定を拒否していること。そして国が控訴しようとしているため控訴を取り下げトンネルじん肺被災者の防止対策と早期解決を求める要請となっています。

委員会ではじん肺被害の救済とじん肺の発生を止めることが必要とのことで全員賛成で採択されました。